

# 国民健康保険資格証明書 交付世帯の方は相談を

## 新型インフルが流行しています

### 国民健康保険医療費

## 高額になるときは申請を

「同じ人が同じ月内」に「同じ病院の診療料」に支払った医療費(保険適用分)の一部負担金が自己負担限度額(表①)を超えたときは、超えた額を高額療養費として支給します。請求の时效は2年です。

〔70歳未満の方〕  
入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を申請により交付します。

外来では、1か所の医療機関で1か月の自己負担限度額を超える場合には、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「委任払い制度」があります。この場合は、医療機関の承諾を事前に得て、申請してください。ただし、保険料の滞納があるときは、認められない場合があります。

〔70歳以上の方(長寿医療対象者は除く)〕  
保険証といっしょに高齢受給者証(市民税非課税世帯の方はさらに、申請により交付の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に必ず提出してください。入院時の窓口での支払いは、自己負担限度額までとなります。

入院した月は、1か月の医療費を70歳以上の方のみの世帯単位で計算します。

外来の場合は、1か月の医療費を70歳以上の個人単位で計算します。自己負担限度額を超える場合は、申請により払い戻します。

自己負担限度額を超えて支払った場合は申請を  
自己負担限度額を超えて支払った場合は、領収書を添えて申請してください。

また、1つの世帯内で「同じ月内」「同じ病院の診療料」に2万1000円以上の一部負担金を2回以上支払った場合も、それを合算して自己負担限度額を超えるかどうかを計算することができます。

ただし、高額療養費には、入院したときの食事負担額や部屋代(差額など)保険適用外の費用は含まれません。同じ病院で受診したときでも入院と外来では別の計算になります。

医療費通知を送付  
11月末ごろに医療費通知を送付します。今回は平成21年6月と7月の診療(請求)分をお知らせします。医療費通知は、被保険者のみなさんに医療費の実情を理解し、健康に対する認識を深めてもらうために、年6回送付しています。

◇問合せ先 医療保険室  
資格給付課 06(4309)3167、R06(4309)3804

(表①) 自己負担限度額

70歳未満の方	自己負担限度額		
	上位所得者 ※1	150,000円(83,400円) + 総医療費(10割)が500,000円を超えた分の1%を加算	
一般	80,100円(44,400円) ※2 + 総医療費(10割)が267,000円を超えた分の1%を加算		
市民税非課税世帯	35,400円(24,600円) ※2		
70歳~74歳の方	自己負担限度額 外来+入院(世帯単位)		
	現役並み所得者 ※3	44,400円 + 80,100円(44,400円) ※2 + 総医療費(10割)が267,000円を超えた分の1%を加算	
	一般	44,400円	
	市民税非課税世帯	低所得者II ※4	24,600円
		低所得者I ※5	15,000円

※1 基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の方  
 ※2 ( )内は、過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額  
 ※3 課税所得が145万円以上で、収入が高齢者単独世帯で年収383万円以上、高齢者複数世帯で年収520万円以上の方  
 ※4 世帯全員が市民税非課税の方  
 ※5 世帯全員が市民税非課税で、各所得(特別控除前)がいずれも0円となる方(老人単身世帯で年金収入のみの方は年収80万円以下の方)  
 ☆ 70歳以上の「低所得者II・I」の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を市へ申請し、証を医療機関に提示してください

### 長寿(後期高齢者)医療 国民健康保険 医療保険は助け合いの制度

保険料は、病气やけがの医療費をはじめ、高額療養費などの費用の支給にあてられます。

保険料を滞納すると、これらの支払いに支障をきたすだけでなく、きちんと納めている方の公平を欠きます。

特別な事情もな滞納を続ける、医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書(交付対象とな)り、保険証の返還を求めることにもつながります。

#### 納付相談はお早めに

納付相談は保険料課で常時行っています。また、次の日程で夜間・休日出張相談(采所相談のみ)を行います。夜間・休日・出張納付相談は、電話での相談はできません。

また、相談もな滞納を続ける、滞納処分として「財産の差押え」の対象となり、財産についての調停差押えを行うこととなります。

◇とき ▽夜間 11月25日(木) 27日(金)午後5時30分~8時 ▽休日 11月28日(土) 29日(日)午前10時~午後4時 ▽出張 27日(金)午前10時~午後4時  
 ◇ところ ▽夜間・休日 医療保険室保険料課  
 ▽出張 11月28日(土) 29日(日) 1階センター  
 ◇問合せ先 医療保険室 保険料課 06(4309)3168、R06(4309)3807

## 新しい医療証は届きましたか 障害者医療=うぐいす色 ひとり親家庭医療=みず色

(表③) ひとり親家庭医療所得制限限度額

扶養人数	父、母または養育者	扶養義務者など
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
以降1人増すごとに	38万円を加算した額	38万円を加算した額

※医療費の8割相当額は所得に算入されます。

(表②) 障害者医療所得制限限度額

扶養人数	所得制限額(以下)
0人	462万1千円
1人	500万1千円
2人	538万1千円
以降1人増すごとに	38万円を加算した額

更新の必要なのは、療育手帳(次の判定年月)が過ぎている障害者医療受給者、遺族年金受給者もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親(父、母または養育者)その子などの要件によるひとり親家庭医療受給者です。

また、転出・転居されたとき氏名が変わったとき、加えられている健康保険が

更新の必要なのは、療育手帳(次の判定年月)が過ぎている障害者医療受給者、遺族年金受給者もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親(父、母または養育者)その子などの要件によるひとり親家庭医療受給者です。

また、転出・転居されたとき氏名が変わったとき、加えられている健康保険が

## 未納のままにせず 早めの相談を

国民年金保険料を未納のままに放置すると、将来年金が受給できないこととなります。納付できない方は相談してください。

また、ねんきん定期便の相談も応じます。

◇とき 11月24日(木) 前10時~午後4時  
 ◇ところ くすのき

ラザ(若手若田駅前)  
 ※国民年金手帳または基礎年金簿がわかるものを持参。  
 ◇問合せ先 ▽東大阪 社会保険事務所 06(6722)6001  
 ▽国民年金課 06(4309)3165、R06(4309)3805

障害者医療証とひとり親家庭医療証は、11月1日から新しくなりました。引き続き適用となる方は新しい医療証を送付しています。まだ届いていない方はご連絡ください。

更新の申請が必要な方で、また手続きをされていない場合は、医療証を送付していただきます。至急手続きをお願いします。

更新の必要なのは、療育手帳(次の判定年月)が過ぎている障害者医療受給者、遺族年金受給者もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親(父、母または養育者)その子などの要件によるひとり親家庭医療受給者です。

また、転出・転居されたとき氏名が変わったとき、加えられている健康保険が

更新の必要なのは、療育手帳(次の判定年月)が過ぎている障害者医療受給者、遺族年金受給者もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親(父、母または養育者)その子などの要件によるひとり親家庭医療受給者です。

また、転出・転居されたとき氏名が変わったとき、加えられている健康保険が

更新の必要なのは、療育手帳(次の判定年月)が過ぎている障害者医療受給者、遺族年金受給者もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親(父、母または養育者)その子などの要件によるひとり親家庭医療受給者です。

また、転出・転居されたとき氏名が変わったとき、加えられている健康保険が